

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 7 条の 5、第 51 条、第 62 条において準用する関税法第 51 条、第 63 条の 4 若しくは第 67 条の 6 に規定する承認又は関税法第 67 条の 13 第 3 項若しくは第 79 条第 3 項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。</p>	<p>関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 7 条の 5、第 51 条、第 62 条において準用する関税法第 51 条、第 63 条の 4 若しくは第 67 条の 6 に規定する承認又は関税法第 67 条の 13 第 3 項若しくは第 79 条第 3 項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(8) (省略) (9) 「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 6 第 2 号に規定する特定輸出申告(法第 67 条の 3 第 3 項)に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。)に係る貨物の輸出に関する業務であって、特定輸出者(法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号)に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。)が行うものをいう。 (10)～(16) (省略)</p> <p>2 過去の法令違反歴等に関する審査 特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者(以下「特例輸入者等」という。)の承認又は認定の</p>	<p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(8) (同左) (9) 「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 6 第 2 号に規定する特定輸出申告(法第 67 条の 3 第 6 項)に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。)に係る貨物の輸出に関する業務であって、特定輸出者(法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号)に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。)が行うものをいう。 (10)～(16) (同左)</p> <p>2 過去の法令違反歴等に関する審査 特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者(法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>申請があった場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 6 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 認定通関業者の認定の申請の場合</p> <p>① 申請者が法<u>第 79 条第 3 項第 1 号イ</u>から<u>ホ</u>までに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号<u>ニ</u>に規定する<u>通関業法第 6 条第 7 号及び第 11 号並びに法第 79 条第 3 項第 1 号<u>ホ</u></u>に該当するものでないことの確認について準用する。</p> <p>② 法第 79 条第 3 項第 1 号<u>ハ</u>に規定する<u>通関業法第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる許可の基準について、通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）3－5 に規定する許可期限の条件が付されている申請者については、これらの基準を満たしていないものとして取り扱うので留意する。</u></p>	<p><u>下同じ。）</u>（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があつた場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 6 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 認定通関業者の認定の申請の場合</p> <p>① 申請者が法<u>第 79 条第 3 項第 1 号イ</u>から<u>チ</u>までに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号<u>ヘ</u>から<u>チ</u>までに該当するものでないことの確認について準用する。</p> <p>② 法第 79 条第 3 項第 1 号<u>ハ</u>に規定する<u>通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる許可の基準について、通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）3－5 に規定する許可期限の条件が付されている申請者については、これらの基準を満たしていないものとして取り扱うので留意する。</u></p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>③ 上記①②の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号亦に規定する「使用者 その他の従業者」について準用する。</p>	<p>③ 上記①②の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号トに規定する「使用者 その他の従業者」について準用する。</p>
<p>3 業務遂行能力等に関する審査</p> <p>特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、法第 67 条の 6 第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法第 79 条第 3 項第 2 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。</p>	<p>3 業務遂行能力等に関する審査</p> <p>特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、法第 67 条の 6 第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法第 79 条第 3 項第 2 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。</p>
<p>(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力</p> <p>申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。</p>	<p>(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力</p> <p>申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。</p>
<p>① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合</p> <p>申請者（認定製造者の認定の申請にあっては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる</p>	<p>① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合</p> <p>申請者（認定製造者の認定の申請にあっては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>環境を整えていることをいう。</p> <p>なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p>	<p>環境を整えていることをいう。</p> <p>なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p>
<p>②～④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>②～④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (同左)</p>
<p>5 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い</p> <p>申請者（特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。）が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するため申請が行われる場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申請者が法人である場合には、<u>制度を利用するため</u>に当該法人が取得した<u>輸出入者符号（外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号をいう。以下同じ。）</u>とは異なる特定の事業部門の<u>輸出入者符号をシステムに登録</u>している必要があるので留意する。</p>	<p>5 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い</p> <p>申請者（特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。）が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するため申請が行われる場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申請者が「<u>税関発給コードの発給に係る事務処理要領について</u>」（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）により税関が発給する税関輸出入者コードを取得している法人である場合には、当該法人が取得した<u>税関輸出入者コード</u>とは異なる<u>税関輸出入者コード</u>又は（財）日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が付番する日本輸出入者標準コードを、</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(3)及び(4) (省略)	申請者が日本輸出入者標準コードを取得している法人である場合には、税関輸出入者コード又は当該法人が取得した日本輸出入者標準コードとは異なる日本輸出入者標準コードを特定の事業部門が取得している必要があるので留意する。
6 (省略)	(3)及び(4) (同左)
別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)	別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)
1 及び 2 (省略)	1 及び 2 (同左)
3 税関手続の履行に関する事項 (1) 基本的項目 (省略)	3 税関手続の履行に関する事項 (1) 基本的項目 (同左)
④ 法第 67 条の 3 第 2 項に規定する貨物確認書の作成における特定製造貨物の品名、数量、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明の要否等の的確な確認及び当該貨物確認書の特定製造貨物輸出者への交付の手順及び体制が整えられているか(認定製造者の認定申請における審	④ 法第 67 条の 3 第 4 項に規定する貨物確認書の作成における特定製造貨物の品名、数量、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明の要否等の的確な確認及び当該貨物確認書の特定製造貨物輸出者への交付の手順及び体制が整えられているか(認定製造者の認定申請における審

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
査の場合に限る。)。	査の場合に限る。)。
(2) (省略)	(2) (同左)
(3) 特定輸出貨物に関する税関手続等 (省略)	(3) 特定輸出貨物に関する税関手続等 (同左)
④ 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-9 の (3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	④ 関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-7 の (3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。
(4) 特定製造貨物に関する税関手続の管理 (省略)	(4) 特定製造貨物に関する税関手続の管理 (同左)
④ 関連会社等に特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-9 の (3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	④ 関連会社等に特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-7 の (3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。
4 ~ 6 (省略)	4 ~ 6 (同左)
7 関連会社等の指導等に関する事項 (省略)	7 関連会社等の指導等に関する事項 (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>④ 関連会社等に特定輸出貨物又は特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 <u>67 の 3-1-9 の(4)</u> の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>④ 関連会社等に特定輸出貨物又は特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 <u>67 の 3-1-7 の(4)</u> の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>
(注) (省略)	(注) (同左)
8～13 (省略)	8～13 (同左)
<p>別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)</p>	<p>別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)</p>
1 (省略)	1 (同左)
2 各部門の業務内容等に関する事項	2 各部門の業務内容等に関する事項
(1) 総括管理部門	(1) 総括管理部門
(省略)	(同左)
<p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>イ～ヌ (省略)</p>	<p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>イ～ヌ (同左)</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の<u>輸出入者符号</u>の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>ヲ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p data-bbox="570 588 653 620">(省略)</p>	<p>ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の<u>輸出入者コード</u>の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>ヲ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p data-bbox="1545 588 1628 620">(同左)</p>
(2) (省略)	(2) (同左)
<p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 認定通関業者に関する税関手続</p> <p data-bbox="570 874 653 906">(省略)</p>	<p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 認定通関業者に関する税関手続</p> <p data-bbox="1545 874 1628 906">(同左)</p>
<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の<u>輸出入者符号</u>の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>ハ (省略)</p> <p>⑤ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、</p>	<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の<u>輸出入者コード</u>の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>ハ (同左)</p> <p>⑤ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）<u>67 の 3-1-9 の(3)</u>の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>(省略)</p>	<p>消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）<u>67 の 3-1-7 の(3)</u>の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>(同左)</p>
4～6 (省略)	4～6 (同左)
7 関連会社等の指導等に関する事項	7 関連会社等の指導等に関する事項
<p>(省略)</p> <p>④ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達<u>67 の 3-1-9 の(4)</u>の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>(同左)</p> <p>④ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達<u>67 の 3-1-7 の(4)</u>の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>
8～13 (省略) [別紙様式 1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート	8～13 (同左) [別紙様式 1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
		<input type="checkbox"/> 特例輸入者 <input type="checkbox"/> 特定輸出者 <input type="checkbox"/> 認定製造者				<input type="checkbox"/> 特例輸入者 <input type="checkbox"/> 特定輸出者 <input type="checkbox"/> 認定製造者	
1 及び 2 (省略)		○○○社				○○○社	
3 税関手続の履行に関する事項		1 及び 2 (同左)		3 税関手続の履行に関する事項		1 及び 2 (同左)	
(1) 基本的項目		(1) 基本的項目					
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
(省略)				(同左)			
④	法第 67 条の 3 第 2 項に規定する貨物確認書の作成における特定製造貨物の品名、数量、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明の要否等の的確な確認及び当該貨物確認書の特定製造貨物輸出者への交付の手順及び体制	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		④	法第 67 条の 3 第 4 項に規定する貨物確認書の作成における特定製造貨物の品名、数量、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明の要否等の的確な確認及び当該貨物確認書の特定製造貨物輸出者への交付の手順及び体制	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
(省略)				(同左)			
④	関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-9 の(3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		④	関連会社等に特定輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-7 の(3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
(4) 特定製造貨物に関する税関手続の管理				(4) 特定製造貨物に関する税関手続の管理			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
(省略)				(同左)			
④	関連会社等に特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-9 の(3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		④	関連会社等に特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) <u>67 の 3-1-7 の(3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
4 ~ 6 (省略)				4 ~ 6 (同左)			
7 関連会社等の指導等に関する事項							
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
(省略)				(同左)			
④ 関連会社等に特定輸出貨物又は特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 <u>67 の 3-1-9 の(4)</u> の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			④ 関連会社等に特定輸出貨物又は特定製造貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 <u>67 の 3-1-7 の(4)</u> の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		
(注) (省略)				(注) (同左)			
8～13 (省略)				8～13 (同左)			
〔別紙様式 2〕				〔別紙様式 2〕			
法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート				法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
		特定保税承認者 <input type="checkbox"/> 保税蔵置場 <input type="checkbox"/> 保税工場 <input type="checkbox"/> 特定保税運送者 <input type="checkbox"/> 認定通関業者	○○○社
1 (省略)		1 (同左)	
2 各部門の業務内容等に関する事項		2 各部門の業務内容等に関する事項	
(1) 総括管理部門		(1) 総括管理部門	
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
(省略)			
②	(省略)		
	(省略)		
	ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受ける	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
(同左)		(同左)	
(同左)		(同左)	
	ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受け	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査 欄	この適否の判断		(省略)
		(省略)			この適否の判断		
(2)	(省略)						
3	税関手続の履行に関する事項						
(1)及び(2)	(省略)						
(3)	認定通関業者に関する税関手続						
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査 欄	この適否の判断		(省略)
(4)	(省略)	(省略)			(同左)		
	□ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者符号の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	□ YES □ NO			□ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断		(同左)
	(省略)						

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
⑤ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号） <u>67 の 3-1-9 の(3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES			⑤ 関連会社等に特定委託輸出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送の指図書の内容が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号） <u>67 の 3-1-7 の(3)</u> の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES		
(省略)				(同左)			
4 ~ 6 (省略)				4 ~ 6 (同左)			
7 関連会社等の指導等に関する事項				7 関連会社等の指導等に関する事項			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
(省略)				(同左)			
④ 関連会社等に特定委託輸	<input type="checkbox"/> YES			④ 関連会社等に特定委託輸	<input type="checkbox"/> YES		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 <u>67 の 3-1-9 の(4)</u> の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> NO			出貨物の運送を依頼している場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して当該関連会社等が作成する請求書の内容が、関税法基本通達 <u>67 の 3-1-7 の(4)</u> の規定に適合することとなるための当該関連会社に対する指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> NO		
8～13 (省略)				8～13 (同左)			